## 県産材利用拡大行動計画

## 1. 趣旨

本計画は、県産材利用の一層の推進を図るため、「福井県木材利用基本方針」を踏まえ、県産材の利用拡大に係る具体的な取組み方針や県産材の利用目標等を設定することにより、県自らが率先して県産材の利用拡大を図ることを目的として定めるものである。

## 2. 取組方針

県では以下の方針に基づき県産材の利用拡大に取り組むものとする。

#### (1) 公共建築物の木造化

県が実施する公共建築物の新築、増築等にあたっては、法令等の規定により木造化が困難なものを 除き原則木造化とする。

(法令等の規定により木造化が困難な建築物の例)

- ・防火上の規制 (防火地域等) が設けられている地域での建築
- ・4 階建て以上の建築物

大空間を必要とする場合、他構法と比較して大幅に経費や工期が増加する場合および保安上の理由などから木造化が困難な場合も想定されるが、木造と他構法との混構造を検討するなどできる限り県産材の利用に努める。

なお、木造化を進める基準の目安は下記のとおりとする。

区分	対象施設	原則木造化とする建物規模
教育施設	学校・体育館・図書館・美術館等	2 階建以下
庁舎施設	事務所・研修所・駐在所等	3 階建以下
交流施設	店舗・展示場・物品販売所等	2 階建以下
住宅施設 (共同)	県営住宅・職員住宅等	2 階建以下
宿泊施設	宿泊研修施設等	2 階建以下
社会福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設等	2 階建以下

## (2) 内装材・外構施設の木質化

県が実施する公共建築物の新築、増築等について木造化できない場合であっても、床や壁等の内装

材等については原則木質化を図ることとし、法令等の規定により制限がある場合でも不燃木材等を 使用し木質化に最大限努めるものとする。

なお、改修する場合にあっても同様とする。

特に、パブリックスペース等については、訪れる県民への普及PRを行うため積極的に木質化を推進する。

さらに建築物以外の外構施設(休憩施設・デッキ・ベランダ等)の木質化については、劣化や安全性を考慮したうえで可能な限り木材を利用する。

## (3) 木質バイオマスの利用の推進

県が実施する公共建築物の新築や改築、既存ボイラーの更新等にあたっては、積極的に木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を図る。

### (4) 公共土木工事における利用拡大

県が実施する公共土木工事については、木材または木製品を用いた工種・工法の定着および拡大を 図る。

特にPR効果の高い箇所において積極的な利用を図る。

また、県産品については、引き続き工事の総合評価落札方式による入札の加点項目とすることで利用を推進する。

#### (5) 物品調達等における利用拡大

県が行う備品、消耗品等の調達に当たっては「福井県グリーン購入推進方針」を踏まえ、環境への 負荷の少ない木製品の導入を積極的に進める。

## (6) 県産材利用の推進

県が実施する公共建築物および公共工事において使用する木材は、その供給が困難な場合や相当な理由により県産材の使用が適当でない場合などを除き原則として県産材とし、執行にあたっては、確実に原材料(県産材)が調達できる方法について検討するものとする。

なお、県産材とは県内産の木材、木製品で、原則、県内で加工されたものとする。

ただし、県内で加工ができないものについては、他県で加工した木材、木製品も県産材とする。

また、原料の一部に県内産の木材を含む製品については、第三者委員会が認定したものを県産材として取り扱う。

やむを得ず他県産材や外材を使用する場合は、産地(原産国)や調達先が明らかな木材を使用する ものとする。

### (7) JAS製品の利用推進

県が実施する公共建築物の整備等に利用する材料については、積極的にJAS製品もしくは品質・ 性能等がJAS相当品として認められる物を原則利用するものとする。

また、製品の供給側に関しても、県の需要に合うJAS製品の提供に努めることとする。

#### (8) 中大規模木造施設の設計ができる技術者の養成

公共建築物の新築、改築等において県産材による木造化や木質化を推進するため、中大規模木造施設の設計ができる技術者を養成する。

# 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

なお、令和11年度以降については、令和10年度までの成果を検証したうえで、本計画の見直しを行う。

# 4. 県産材利用拡大の目標

# (1) 利用量の目標

県産材の利用量は、6,000m3/年を目標とする。

# (2) 具体的な取組目標

# ① 公共建築物の整備における目標

項目	目 標	備考
○公共建築物の 木造化	<ul> <li>○法令等の規定により制限がある場合を除き、木造化を原則とする。</li> <li>○法令等の規定により制限がある場合も、計画段階において木造化等に向けた下記事項の検討を行う。</li> <li>・燃えしろ設計の採用等による防耐火性能の確保・トラス構造や大断面部材の採用による大空間の確保</li> <li>・木造と非木造との混構造の採用による防耐火性能や大空間の確保</li> </ul>	
<ul><li>○公共建築物の 内装木質化</li></ul>	<ul><li>○法令等の規定により制限がある場合を除き、積極的に 木質化を図る。特に下記の場所においては重点的に木 質化を推進する。</li><li>・ ホール、ロビー、廊下など一般県民の目に触れる場所</li><li>・ 床から高さ1.2 m以内の腰壁</li></ul>	
取組部局等	各部局の施設整備各課	

# ② 公共工事における目標

工事の種類		目標	備考
		口。	NHI 7-7
○道路施設	○支柱(植栽用) ○工事用看板		
○河川施設	○ 土事用有极 ○ 丸太残存型枠(砂)		
○砂防施設	○法面吹付工	100%導入	
○公園施設			
○港湾、空港施設	○管理棟(公)		
	○階段工		
	○丸太伏工(砂)		
	○木製ガードレール		
	○防護柵		
	○駒止		
	○視線誘導標		
	○木製縁石	利用推進箇所(注 1)に	
	○植栽桝ブロック	おいては 100%導入	
	○多自然型護岸工(河)(砂)	42 V · C ( & 100 /0 · <del>1</del> ) C	
	○ベンチ(公)		
	〇門扉工(公)		
	○サイン施設工(公)		
	○木系園路工(公)		
	〇木道工(公)		
	○木橋 (公)		
	〇丸太法枠(道)(砂)		
	○軟弱地盤改良木杭 ○合板型枠	モデル的に実施(注2)	
	○二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
 ○農村整備施設	○支柱(植栽用)		
○展竹笠脯旭似	○工事用看板		
	○法面吹付工		
		100%導入	
	○		
	○木製花壇		
	○丸太解説板		
	○階段工		
	○木製ガードレール		
	○防護柵	利用推進箇所(注 1)に	
	○親水施設	おいては 100%導入	
	○側溝蓋		
	○建屋		
	○軟弱地盤改良木杭		
	○合板型枠		
	○工事用仮囲	モデル的に実施(注2)	

工事の種類	県産材利用工種	目標	備考
○治山施設	○支柱(植栽用)		
○林道施設	○工事用看板		
	○丸太残存型枠	100%導入	
	○法面吹付工		
	│○柵工		
	○筋工		
	○階段工		
	○丸太伏工		
	○木製ガードレール		
	○防護柵	利用推進箇所(注 1)に おいては 100%導入	
	○視線誘導標 (林)		
	○間詰工		
	○丸太緩衝材		
	○護岸工		
	○軟弱地盤改良木杭	モデル的に実施(注 2)	
	○合板型枠		
○水産・漁港施設	○工事用看板	100%導入	
	○ベンチ	利用推進箇所(注 1)に	
	○防護柵	おいては 100%導入	
	○建屋	モデル的に実施(注 2)	
	○魚礁		
	農林水産部・土木部の施設整備各課		
取組部局等	安全環境部自然環境課		
	産業労働部公営企業課		

- 注1) 利用推進箇所とは、以下の箇所をいい、具体的には事業ごとに定める。
  - ・景観や環境に配慮する必要がある箇所
  - ・高強度を要さない箇所
- 注2)全箇所への普及を目指し、2割程度の箇所でモデル的に実施する。
- ※ 表中に記載した工種以外であっても積極的に採用する。

## ③ 備品・消耗品等の導入における目標

区分	目標	備考
○事務机、会議机	○事務机については可能な限り木製化を進める。	○新設、更
○備品等	○来客者の多い部屋等の会議机についても木製化するよう	新時に合
	努める。	わせて実
	○一般県民の目に触れる機会の多いホール、ロビー等のテ	施
	ーブル、イス等については木製品を積極的に導入する。	
	○イベント時に使用する備品等については、木製品を積極	
	的に導入する。	
	○福井県グリーン購入推進方針に基づく調達計画を踏ま	
	え、可能な限り木製品を購入するよう努める。	
取組部局等	各部局等	

## 5. 公共建築物の木造・木質化推進体制

県が実施する公共施設の新築等において県産材が確実に利用されるよう、当該建築物の計画段階において「公共建築物の新築等計画における県産材活用の事前協議に関する取扱要領」に基づき協議し、本行動計画に基づく施設の木造化、木質化を徹底する。

## 6. フォローアップ

本行動計画に基づく取組みの成果について、各年度ごとに速やかに検証し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

なお、本行動計画に基づく取組みの成果については、毎年度4月末までに県産材活用課に報告するものとする。